

# 1 設置の趣旨及び必要性

## 1) 博士後期課程を設置する理由・必要性

### (1) 大学の沿革・概要

群馬パース大学は、平成 17 年に設立され、その目的は、学則第 1 条に示すとおり「豊かな教養と人間愛を備えた質の高い保健医療専門職を育成し、保健、医療、福祉サービスとの協働及び知の創造を通じて、国際社会、地域社会に貢献すること」にある。

平成 10 年に看護短期大学として看護学科 1 学科で開学した本学は、平成 13 年に地域看護学専攻科、平成 14 年に理学療法学科を増学科、その後平成 17 年に、保健科学部、看護学科及び理学療法学科の 1 学部 2 学科という構成で四年制大学へと改組した。平成 25 年には検査技術学科が開設され、さらに平成 29 年度には新たに放射線学科と臨床工学科が加わり、現在 1 学部 5 学科で構成されている。

平成 21 年に大学院保健科学研究科修士課程（基礎保健科学、臨床保健科学、地域保健科学）を新設し、平成 26 年に病因・病態検査学領域、平成 29 年に放射線学領域及び臨床工学領域が増設され、保健医療分野において高度な専門知識・能力を有する実践者・指導者を育成する体制を整え、これまで 45 名の修士学位取得者を輩出し今日に至っている。

このように、本学は、医療専門職を養成する大学として、各分野で活躍できる人材を育成することにより、地域社会への貢献に対して各方面から期待されている。本申請では、保健科学研究科修士課程を博士前期課程に改め、その上に博士後期課程を設置する。

### (2) 博士後期課程設置の理由

高度に専門化・細分化された現在の医療現場では、実際に患者中心の全人的医療を実践するために医療専門職としての高い専門性と確かな技術力、さらには幅広い教養、倫理性を併せ持つことが要求される。本学保健科学部では、これまで豊かな教養と人間愛を兼ね備えた質の高い保健医療専門職の人材を養成してきた。さらに、大学院保健科学専攻修士課程では、保健科学を看護学、理学療法学、病因・病態検査学、放射線学、臨床工学の立場から探究するとともに、その融合、並びに関連する他の専門領域を含む地域保健医療システムを研究対象とし、人間の健康に関わる問題とその多面的要因に関わる探求において、各専門分野の知識・技術を取り入れた総合的アプローチが実践できる医療人を養成している。しかし、現代医療の高度化、複雑化、多様化に幅広く対応するためには、未来の医療を拓く、基礎研究を担う人材や国際的に通用する医療系人材を育成する必要がある。

そこで、現行の保健科学専攻修士課程 5 領域（看護学領域、理学療法学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域）の中から基礎研究力の高い病因・病態検査学領域の研究内容や高度解析技術を発展させ、生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能などの「医療科学」に焦点をあて、病気の予防や健康増進のための科学的エビデンスを構築しながら、独創性・創造性に優れ国際的に通用する研究能力を備えた医療人（研究者、教育者等）を養成するため、本大学院に博士後期課程を設置する。

こうした人材の育成は、これまで多くの「質の高い保健医療専門職」を育成してきた医療系大学としての群馬パース大学の責務と考える。

### （３）群馬県における医療専門職養成のための博士後期課程の現状

群馬県内で、医療系国家資格の受験資格を取得可能な四年制大学は、看護系学科を中心に、近年増加している。現在、医療専門職養成の大学として、群馬大学医学部保健学科（看護、臨床検査、理学療法、作業療法）、群馬県立県民健康科学大学（看護、診療放射線）、群馬パース大学（看護、理学療法、臨床検査、診療放射線、臨床工学）、高崎健康福祉大学（看護、理学療法）、上部大学（看護）、桐生大学（看護）、群馬医療福祉大学（看護、理学療法、作業療法）が設置され、県内はもとより、群馬県近隣の地域への医療専門職の供給を行っている。また、学士課程の設置に併せて、修士課程の開設、博士課程の設置も進んでいる。県内に博士課程を有する医療系大学院は、群馬大学大学院、群馬県立県民健康科学大学大学院の２大学院であり、群馬大学大学院保健学研究科は、看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士がさらなる高度医療職として看護学領域、生体情報検査科学領域、リハビリテーション領域の探究と研究により、博士（看護学）、博士（保健学）を取得することが可能である。また、群馬県立県民健康科学大学大学院は、看護学研究科、診療放射線学研究科の独立した高度専門職大学院として、博士（看護学）、博士（放射線学）を取得する大学院博士課程である（資料 1）。

群馬パース大学は、平成 29 年 4 月の放射線学科、臨床工学科の開設によって、基盤となる学士課程が、5 つの専門領域から構成される大学であり、保健科学の一専門分野として医療科学の観点から、それぞれの医療専門職が、同一の目的、価値観を共有して、チーム医療の実践者と高度な実践能力を有する医療職養成を開学の理念に掲げた大学である。また、開学に併せて、既存の大学院保健科学研究科修士課程の研究領域も、看護学領域、理学療法学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域の 5 つの領域に拡大し、博士後期課程も医療科学を学術の基盤とする保健科学専攻とする予定である。

### （４）群馬県及び隣接県における大学院設置の状況とその専門性の特色

群馬県外の大学院設置の状況は、栃木県に 3 校、長野県に 3 校、埼玉県に 2 校、新潟県に 5 校となっている。

領域別にみると、単科の課程で構成する大学院は、看護学（博士課程 3、修士課程 5）と多く、ついで、診療放射線学（博士 1）、保健科学（修士 1）、保健医療学（修士 1）、リハビリテーション医科学（修士 1）が配置されている。しかし、「医療科学」の領域で開設されている大学院は群馬県内外でも見当たらず、「病因・病態検査学」では信州大学大学院保健学研究科のみである。このように、本学が立地するこの地域においては、博士後期課程への進学を希望する「病因・病態検査学」領域の修士課程修了者の進学先は、非常に限られているのが現状である。したがって、群馬県内では志願者の受け入れ先がないことから、この地域における本博士後期課程の設置が必要であるといえる。

### （５）関係団体からの博士後期課程設置に関する要望、見解

臨床検査技師、理学療法士の各職能団体（一般社団法人日本臨床衛生検査技師会、一般社団法人群馬県臨床検査技師会、公益社団法人日本理学療法士会、一般社団法人群馬県理学療法士協会）の見解としても、それぞれの資格を有し、かつ博士の学位を持つ人材の社会的・地域的需要、必要性を認識しており、博士後期課程の設置の要望が出されている（資料 2）。

## 2) 博士後期課程の養成する人材

### (1) 博士後期課程の内容（修士課程との関連性）

博士後期課程は、現行の保健科学専攻修士課程 5 領域（看護学領域、理学療法学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域）で基礎研究力の高い病因・病態検査学領域の研究内容や高度解析技術を発展させ、生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能などの「医療科学」に焦点をあて保健科学研究科を充実させるものである。したがって、博士後期課程の設置にあわせ、修士課程を博士前期課程に改める。

### (2) 養成する人材

博士後期課程が養成する人材は、現代医療の高度化、複雑化、多様化に幅広く対応するため、現行の保健科学専攻修士課程 5 領域（看護学領域、理学療法学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域）で基礎研究力の高い病因・病態検査学領域の研究内容や高度解析技術を発展させ、生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能などの「医療科学」領域に精通し、専門分野の発展に寄与できる、次のような研究者、教育者、指導者である。

したがって、本博士後期課程における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる人材は以下のとおりである。

- ①独創性・創造性に優れ国際的に通用する研究能力を備えた人材
- ②医療・保健科学分野の教育を行う大学あるいは大学院における教育・研究指導ができる人材
- ③医療現場において、高い倫理観と高度な専門知識に基づいた実践能力を持ち、自立的な研究ができる人材
- ④科学的エビデンスを構築しながら研究開発ができる人材

特に、“独創性・創造性に優れ国際的に通用する研究能力を備えた人材”の育成のため、博士論文は質に重点を置き、当該研究領域（生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能）で権威ある邦文又は欧文雑誌に印刷公表又は受理（掲載許可）されたものを基本とする。具体的には、IF（Impact Factor）がついている英文雑誌や国内医学雑誌でも英文論文として公表し、国際的に評価、通用する研究者の養成を目指す。

また、「医療科学」における基礎研究の業績と高度な解析技術を有する教員が多いことから、現代人の健康をおびやかす癌・感染症・血液疾患・運動器変性疾患・メタボリックシンドロームなどの病気の原因となる環境要因及び遺伝的要因を探求し、健康保持と疾病予防のための基礎研究、さらには疾病発症の分子メカニズムの解析を通じて、疾病を早期に診断するための疾患バイオマーカーの検索及び高感度検出方法の開発研究などが行えるような質の高い研究者の養成を目指す。

## 2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

### 1) 研究科の名称

#### ●保健科学研究科

本研究科は、保健科学部を基礎として、看護学領域、理学療法学領域、病因・病態検査学領域、

放射線学領域、臨床工学領域の 5 領域から構成される保健科学研究科（修士課程）として設置されている。本申請は、その修士課程の上に、新たに博士後期課程を設置し、保健科学研究科を充実させるものである。

## 2) 専攻の名称

### ●保健科学専攻（博士後期課程）

「医療科学」は「保健科学（Health Sciences）」の一分野であり、「医療科学」を総合的な角度から追求・研究し、その成果によって得られる最終到達点は、現行の保健科学専攻が目指す“健康（Health）”と同じである。博士後期課程は、既設の保健科学研究科保健科学専攻修士課程（博士前期課程に名称変更）の上に新たに設置するため、保健科学専攻の名称は変わらない。

## 3) 学位の名称

### ●博士「医療科学」

現行の保健科学専攻修士課程の学位名称は、「修士（保健学）」である。「保健学」とは人の生命と健康を護り、育むための科学であり、その内容は「医学」、「社会学」をはじめ、すべての関連分野を健康という目標に向って組立てた総合的応用科学と考えられる。

一方、「医療科学」は、病気の予防や健康増進のための科学的エビデンスの構築、病気の原因となる環境要因及び遺伝的要因の探求を行い、健康保持や疾病予防を研究する学問と考える。したがって、「医療科学」は、「保健学」の一分野である。

博士後期課程では、現行の保健科学専攻修士課程 5 領域（看護学領域、理学療法学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域）で基礎研究力の高い病因・病態検査学領域の研究内容や高度解析技術を発展させ、生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能などの「医療科学」に焦点をあてて、独創性・創造性に優れ国際的に通用する研究能力を備えた医療人（研究者、教育者等）を養成することを目的とすることから、学位名称を「博士（医療科学）」とする。

研究科名称

**保健科学研究科 Graduate School of Health Sciences**

専攻名称

博士前期課程：保健科学専攻 Department of Health Science

博士後期課程：保健科学専攻 Department of Health Science

学位名称

博士前期課程：修士（保健学） Master of Science in Health Sciences

博士後期課程：博士（医療科学） Doctor of Medical Sciences

## 4) 学位の種類と申請資格

### (1) 学位の種類

博士後期課程において取得できる学位は「博士(医療科学)」であり、「博士(甲)」と「博士(乙)」の2種類がある。「博士(甲)」は大学院保健科学研究科の博士後期課程を修了した者に授与されるもので「課程博士」とも呼ばれる。「博士(乙)」は別に示す一定の医学研究歴を持ち、学位論文を作成するとともに、学力確認の結果、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者に授与されるもので「論文博士」とも呼ばれる。

## (2) 申請資格

### ① 博士(甲) / 「課程博士」

博士後期課程に3年以上在学し、14単位以上を修得した者。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に2年以上在学すれば、学位を申請することができる。この場合、「群馬パース大学大学院保健科学研究科における在学期間の短縮に関する申し合わせ」に定める手続きと判定が必要である。

### ② 博士(乙) / 「論文博士」

別に定める研究歴の要件を満たし、本研究科が課す外国語試験に合格した者。

## (3) 学位審査の方法等

### (a) 学位審査の方法

学位審査は「課程博士」、「論文博士」とも同様の方法で行われる。研究科委員会は、学位申請者ごとに学位審査委員会を設置する。学位審査委員会は、「課程博士」申請者の場合は論文審査及び最終試験を、「論文博士」申請者の場合は論文審査及び学力確認を行う。

### (b) 最終試験及び学力確認

「課程博士」申請者に対する最終試験、及び「論文博士」申請者に対する学力確認は、いずれも提出された学位論文を中心として、口頭発表及びこれに対する試問の形により公開で行われる。

## (4) 学位論文審査の評価基準

学位論文については、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)等を踏まえ、当該研究領域(生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能)において、自立した医療人(研究者、教育者等)として高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得しているかという観点で審査を行い、「斬新さ・新奇性」、「重要性」、「研究方法の正確性」、「表現の明瞭性」の各項目にて評価される。

①斬新さ・新奇性： 先行研究を十分に検討・吟味した上で、新しい発想に基づく研究であるか。

②重要性： 学術的意義を有するとともに発展性があり、かつ社会に貢献する内容であるか。

③研究方法の正確性： 目的達成のための研究方法が適切かつ正確であるか。

④表現の明瞭性： 研究の流れが明瞭に解説され、論理展開に整合性があるか。

その審査評価は、以下に示すような3段階の評価基準にしたがって行い、4つの評価項目がすべて3以上であることを学位論文の合格基準とする(1が無いこと)。

博士後期課程 学位論文審査評価基準

評価項目	審査評価基準		
	5	3	1
斬新さ・新奇性	新しい発想及び 新知見がある	新しい発想がある、 または新知見がある	新しい発想及び 新知見がない
重要性	学術的意義があり 発展性が高い	学術的意義がある、 または発展性が高い	学術的意義が少なく 発展性も低い
研究方法の正確性	適切かつ正確性が 高い	適切である、または 正確性が高い	適切でなく正確性も 低い
表現の明瞭性	明瞭で整合性が高い	明瞭である、または 整合性が高い	明瞭でなく整合性も 低い

**(5) 学位申請の手続き**

**① 博士（甲）／「課程博士」**

博士後期課程の学生は3年間の課程修了に先立ち、学位論文を作成する。指定された日時までに以下の書類を提出し学位論文の審査を申請する。

学位論文審査願（所定用紙）	1部
学位論文	1編3部
掲載受理証明書	1部
学位論文内容要旨（所定用紙）	3部
論文目録（所定用紙）	3部
学位論文が共著の場合は他の共著者の同意書（所定用紙）	1部
履歴書（所定用紙）	1部

**② 博士（乙）／「論文博士」**

学位申請に当たっては、指定された日時までに以下の関係書類を提出する。

学位申請書（所定用紙）	1部
学位論文	1編3部
掲載受理証明書	1部
その他の発表論文（研究期間中に発表した論文で別に定めた研究業績）を含むこと）	1編につき3部

学位論文内容要旨（所定用紙）	3部
論文目録（所定用紙）	3部
履歴書（所定用紙）	1通
戸籍抄本	1通
最終学校の卒業（修了）証明書（本学卒業者は不要）	1部
研究歴（所定用紙）	1部
研究歴（研究内容を含む）証明書（所定用紙）／本学において研究を行った者は不要	1部
学位論文が共著の場合は他の共著者の同意書（所定用紙）	1部

※審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳文等の資料を提出させることがある。

## （6）学位論文

博士論文は、申請者単独の著作であって当該研究領域（生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能）で権威ある邦文又は欧文雑誌に印刷公表又は受理（掲載許可）されたものとする。ただし、次の要件をすべて満たす場合には共著論文を博士論文とすることができる。

- ①当該研究領域（生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能）で権威ある邦文又は欧文雑誌に印刷公表又は受理（掲載許可）された論文であり、申請者が筆頭著者であること。
- ②研究及び論文作成の中心的役割を果たしたことが研究指導教員により証明され、共著者により同意されたものであること。

なお、「権威ある邦文又は欧文雑誌」とは以下のものとする。

- ・ IF（Impact Factor）がついている英文雑誌
- ・ 英文論文としての国内医学雑誌
- ・ その他、博士後期課程運営委員会が認めた雑誌

- ③「論文博士」の学位論文は、英文とする。

## （7）外国語試験

「論文博士」の学位を申請する者には、研究遂行上必要な基本的語学力の試験を行う。日本人受験者には英語の1か国語について、外国人受験者には英語、日本語のうち受験者が選択する1か国語について試験を行う。外国語試験に合格していない者は学位を申請できない。

## （8）研究歴及びその認定

「論文博士」の学位を申請する者は、大学又は研究所、病院等において、医学に関連する研究

を行った研究歴（研究期間とその間の業績）を必要とする。この研究歴は、博士後期課程運営委員会で審査され、さらに研究科委員会で認定される。

#### (a) 研究期間

- ①医療系大学卒業者：8年以上
- ②医療系大学以外の大学卒業者：10年以上
- ③医療系以外の修士課程又は博士課程修了者：10年以上
- ④短期大学・専門学校卒業者、その他の上記以外の卒業生：12年以上

上記以外の学歴及び外国における学歴を有する者の研究期間については、その都度、博士後期課程運営委員会で審査し、研究科委員会で認定する。なお、この研究期間のうち、2年間以上は群馬パース大学大学院保健科学研究科において研究に従事することとし、この間の身分は、大学院学生、大学院研究生のいずれかとする。なお、これにより判定しがたい場合は、その都度、研究科委員会において審議する。

#### (b) 研究業績

「論文博士」の学位を申請する者は、学位論文の他に正式な審査機関を有する査読付きの雑誌等に掲載された医学に関連する原著論文（症例報告を含む）を3編以上（うち1編以上は論文申請者が筆頭著者であること）提出する。掲載予定の論文の場合はそれを証明する書類を添付する。

### 3 教育課程の編成の考え方及び特色

#### 1) 教育課程の編成の基本方針

本大学院の趣旨は、群馬パース大学建学の精神に則り、専門分野における高度な学術の理論及び応用を教授研究し、その意義を認識すると同時に、その深奥を究め、又は高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、保健医療の充実と専門分野の研究並びに教育の拠点となることを使命としている。その趣旨（教育目標）を達成するため、さらに、博士後期課程における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定めた能力を持つ人材の育成を目標として、「共通科目」、「専門科目」、「特別研究」を開設し、複数教員による研究指導体制のもと、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、以下のとおり設定する。

##### ① 高い倫理性と強い責任感、課題遂行力の涵養

共通科目において、社会的理解を得るための生命倫理に則った研究デザインと倫理的行動能力を修得することを目的とした「生命研究倫理論」と、自らの研究分野以外の幅広い知識と課題に適した研究法を選択できる能力を修得することを目的とした「医療科学研究法」の科目を設置する。

##### ② 創造性豊かな優れた研究・開発能力の涵養

専門科目において、科学的エビデンスを構築するための高度解析技術や最新評価法などを修得することを目的とした「特講科目」と、各領域の解決すべき課題を広く探求し、課題解決思考を発展させるため、英文文献講読と教員との討論により、研究の評価・応用能力を養い、国際的な情報発信ができることを目的とした「演習科目」、さらに、医療科学における新たな知見を得るための研究を行い英文論文として公表できることを目的とした「特別研究」を設置する。

「生命研究倫理論」は、医療科学研究の遂行において社会的理解を得るための生命倫理に則った



研究デザインと倫理的行動能力を修得することを目的としているため必修科目とした。「医療科学研究法」は、他領域との研究連携を視野に、自らの研究分野以外の幅広い知識と課題に適した研究方法を選択できる能力を修得するものであることから選択科目とし、「医療科学研究法Ⅰ」では生体分子・病原体遺伝子を専門とする教員が、「医療科学研究法Ⅱ」では細胞機能・生殖補助技術を専門とする教員が、そして「医療科学研究法Ⅲ」では生体機能を専門とする教員がそれぞれオムニバス方式・共同で担当する。

「特講科目」と「演習科目」は、専門分野の枠にとらわれない他分野の専門的知識・技術を修得できるよう選択科目とした。

「特講科目」は、医療科学における科学的エビデンスを構築するための高度解析技術や最新評価法などを修得するもので、「特講Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）」は生体分子・病原体遺伝子を専門とする教員が、「特講Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）」は細胞機能・生殖補助技術を専門とする教員が、そして「特講Ⅲ（生体機能）」は生体機能を専門とする教員がそれぞれオムニバス方式・共同で担当する。

「演習科目」は、各領域の解決すべき課題を広く探求し、課題解決思考を発展させることを目的として設置され、各領域に設定された特講科目と相補的に連携する。演習科目は、講義形式である特講科目に続いて開講し、各領域に関連する論文や学術資料の読解を通して、担当教員と大学院生が、また大学院生同士が課題探求や議論を展開する場となる。「特講科目」と同様、「演習Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）」では生体分子・病原体遺伝子を専門とする教員が、「演習Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）」では細胞機能・生殖補助技術を専門とする教員が、そして「演習Ⅲ（生体機能）」では生体機能を専門とする教員がそれぞれオムニバス方式・共同で担当する。

「特別研究」は、「医療科学特別研究」として最終的な学位論文を作成するため、1年次から最終年次まで継続して設定した必修科目である。各領域の特講科目及び演習科目と密接に関連した高度な専門性を応用して、医療科学における新たな知見を得るための研究を行う。なお、「医療科学特別研究」の中では、研究情報交換会を2年次に年3回（5月、8月、12月）、修士生を含めた大学院生と大学院研究指導教員の参加の下で行う。交換会では学生が各分野の特別研究内容と途中経過を発表し、それに対して研究指導教員以外に複数の異なる専門領域の教員によって研究内容、解析法、結果の考察に至るまで継続的に研究のアドバイスを受けられるよう専門分野を超えた意見交換を行い、更なる研究の進展を図る。

このように、異なる研究経歴の教員から多様な視点に基づく教育・研究指導が受けられること、「医療科学特別研究」における論文作成時においても異なる専門分野の複数の教員から研究指導が受けられる体制は、「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－答申」（平成17年9月5日中央教育審議会）にある①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成につながるものとする。

## 2) 教育課程の概要及び特色

### (1) 共通科目

共通科目では、「生命研究倫理論」、「医療科学研究法Ⅰ」、「医療科学研究法Ⅱ」及び「医療科学

研究法Ⅲ」の4科目を開講する。「生命研究倫理論」では、研究活動において適切な行動を取りうるための生命倫理、研究活動における行動指針について、国際的な倫理規定ならびに疫学研究指針が変化することを理解し、生命倫理の歴史、課題、各研究分野における具体的な問題事例について考究する。これらの過程を通して、医療科学研究の遂行において社会的理解を得るための生命倫理に則った研究デザインと倫理的行動能力を修得する。

「医療科学研究法Ⅰ」では、免疫グロブリン、微量タンパク質などの生体分子領域及び各種薬剤耐性細菌、呼吸器ウイルスなどの病原体遺伝子領域における根拠に基づいた実践（Evidence-based Practice）の概要と実際について考究するとともに、医療科学研究の位置づけと独自性ならびに他領域との研究連携を視野に、課題に適した研究法を選択できる能力を修得する。「医療科学研究法Ⅱ」では、リンパ球、好中球、血小板などの細胞機能や肺血栓塞栓症のメカニズム、及び生殖補助技術領域における根拠に基づいた実践の概要と実際について考究する。「医療科学研究法Ⅲ」では、生体機能領域における根拠に基づいた実践の概要と実際について考究する。

## （2）専門科目

専門科目では、「特講Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）」、「特講Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）」、「特講Ⅲ（生体機能）」、及び「演習Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）」、「演習Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）」、「演習Ⅲ（生体機能）」の6科目を開講する。「特講Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）」では、生体分子解析学、病原体遺伝子解析学のそれぞれの研究領域における最新の知見や解析及び開発技術論を学び、生体分子の量的あるいは質的異常に基づく病態をエビデンスに基づき早期に発見するための技術・方法や、病原体の遺伝子型別流行予測法、分子疫学的解析法などを修得する。「特講Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）」では、リンパ球及び好中球、血小板の細胞機能解析学や肺血栓塞栓症の最新の知見や解析技術論、及び生殖補助技術学の顕微授精技術論を学び、細胞機能の量的あるいは質的異常に基づく病態を早期に発見する方法や配偶子の受精メカニズムを解明する技術・方法を修得する。「特講Ⅲ（生体機能）」では、生体機能解析学の研究領域における最新の知見や多角的体内動態解析法や技術論を学び、生体機能異常に基づく病態をエビデンスに基づき早期に発見するための技術・方法を修得する。

「演習Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）」では、異常免疫グロブリンや微量タンパク質、複合体の翻訳後修飾、病原体ゲノムや耐性因子に関する分析・解析技術、さらにはその病態に関連する文献等を収集し、文献講読と教員との討論により、研究を進めるための具体的な計画・実験方法・データ解析・考察の仕方など評価・応用能力を養い、国際的な英文論文として情報発信できるための演習を行う。「演習Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）」では、フローサイトメータを用いた一次生体防御に関わる好中球や組織幹細胞の増幅法及び免疫能に関わるリンパ球サブセット（CD4/CD8比、Th1/Th2比、制御性T細胞）の解析法に関連する文献等、及び血小板機能やアポトーシス解析法及び肺血栓塞栓症のメカニズムに関連する文献等、さらには両配偶子の発生、受精、着床、出生後の児の予後状況、母乳中のウイルス抗体に関連する文献等を収集し、教員との討論により研究を進めるための具体的な評価・応用能力を養い、国際的な情報発信ができるための演習を行う。「演習Ⅲ（生体機能）」では、心臓疾患や心筋障害、糖尿病や脳血管障害などの生体機能情報について、画像診断解析技術法、炎症性サイトカインや受容体、甲状腺ホルモンな

どの多角的体内動態解析法及び生体制御機能の低下などの複合要因分析・解析技術法に関連する文献等、及び脳性麻痺やパーキンソン病の発症メカニズムに関連する文献等、さらには医療情報システムによる情報連携、画像処理解析及び造影解析などに関連する文献等を収集し、討論により研究を進めるための具体的な評価・応用能力を養い、国際的な情報発信ができるための演習を行う。

### (3) 特別研究

「医療科学特別研究」では、各研究指導教員の研究テーマにそって研究活動を行うことにより、高度な専門知識を獲得するとともに、研究課題の設定、研究計画の立案、実験・調査・解析の遂行、考察、論文の作成といった一連の研究活動を推進できる能力を養う。

### (4) 教育課程の特色

本博士後期課程においては、独創的な研究能力が身に付くよう、専門分野の枠にとらわれない他分野の専門的知識・技術を修得できるような教育カリキュラムを編成している。すなわち、「医療科学研究法Ⅰ」・「特講Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）」・「演習Ⅰ（生体分子・病原体遺伝子）」の科目では、生体分子解析学を専門とする教員と病原体遺伝子解析学を専門とする教員をオムニバス形式で担当させ、「医療科学研究法Ⅱ」・「特講Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）」・「演習Ⅱ（細胞機能・生殖補助技術）」では、細胞機能解析学を専門とする教員と生殖補助技術学を専門とする教員を、「医療科学研究法Ⅲ」・「特講Ⅲ（生体機能）」・「演習Ⅲ（生体機能）」では、生体機能解析学として医療における他分野（理学療法学領域、放射線学領域）の解析・評価法を専門とする教員をそれぞれ配置・担当させる。これにより、特別研究における論文作成時においても異なる専門分野の複数の教員が研究指導を行える体制となり、常に“Science”を意識しながら他分野の研究情報・技術を自分分野の研究に活用でき、新たな独創的な研究へ発展できる可能性が高くなる。このような異なる研究経歴の教員から多様な視点に基づく教育・研究指導を受け、異なる学修歴を持つ学生の中で互いに切磋琢磨しながら自らの能力を磨いていく教育研究環境は大変重要であると考えられる。

## 4 教員組織の編成の考え方及び特色

### 1) 専任教員配置の考え方及び特色

博士後期課程は、現行の保健科学専攻修士課程で基礎研究力の高い病因・病態検査学領域の研究内容や高度解析技術を発展させるため、教員は生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能などの医療科学の研究業績が十分にあり高度解析技術を教授できる者、臨床経験及び教育経験を有する者、他領域（理学療法学、放射線学、看護学）で科学的エビデンスを構築できる解析法や評価法を教授できる者を配置し、組織編成をする。博士後期課程の教員組織は、21名の専任教員で構成する。なお、専任教員の学位保有状況は、博士18名、修士2名、学士1名である（資料3）。

また、専任教員の中に学年進行中の他大学院から採用した教員が1名（教授）いるが、採用元の研究科長から同意を得ているとともに、本人からは就任承諾書を受領している。なお、採用元

の研究科長には本学・保健科学部放射線学科の兼任教員として講義を担当していただくこととなっており、本学の運営に対し非常に協力的である。

## 2) 専任教員の年齢構成

教員組織の年齢構成は、開設年度 30 歳代 (1 人)、40 歳代 (5 人)、50 歳代 (6 人)、60 歳代 (7 人)、70 歳代 (2 人) の教員で 50 歳～60 歳代を中心に構成し、完成年度においては 40 歳代 (4 人)、50 歳代 (7 人)、60 歳代 (4 人)、70 歳代 (6 人) と高年齢の教員が多い状況にある。しかし、60 歳代について、学校法人群馬パース学園就業規則第 35 条 (資料 4) により、教育職員の定年は満 65 歳年度末であるが、定年に達した者であって継続勤務を希望する場合は、希望者全員を 1 年毎に個別に結ぶ雇用契約により満 70 歳まで雇用することになっている。さらに、満 70 歳以上でも、学校法人群馬パース学園定年退職者再雇用規程第 2 条 (資料 5) により、高度な知識、経験、技術・技能を有することにより、理事長が特に必要と認めた者については、再雇用することになっている。なお、本申請の専任教員 21 名のうち 9 名が完成年度前に定年を迎えるが、当該教員については再雇用を希望しており、常勤職員として再雇用する予定であるため完成年度まで退職教員は発生しない。ただ、70 歳代 (6 人) の高年齢の教員は、完成年度後に退職する者も多くなることが予想されることから、退職による欠員に対しては、研究科委員会で教員補充審議を行い、大学院設置基準に適合した新たな教員を採用する計画である (資料 13)。

教員の年齢構成のバランスをみると、高年齢の教員が多く、これからの教育・研究の維持向上に懸念が持たれるかもしれないが、最高齢 (開設年度：74 歳) の生殖補助技術学の荒木康久教授は、教育研究業績書にも記載されているように、平成 28 年度科学研究費補助金・基盤研究 (C) において、「マウス精巣内精細胞の体外培養技術の確立と細胞分化に関する研究」(平成 28 年度～平成 30 年度) という研究題目で研究代表者として採択されており、今でも全国規模で現役の研究者として次世代への研究指導を続けている。さらに、各領域における完成年度の教員の年齢構成をみると、生体分子・病原体遺伝子領域では 7 名中 4 名が 40 歳～50 歳代、細胞機能・生殖補助技術領域では 7 名中 3 名が 40 歳～50 歳代、生体機能領域では 6 名中 3 名が 50 歳代と、教育研究の活性化及び次世代への維持向上が可能な教員組織となっている。

## 5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### 1) 教育方法に関する基本的な考え方

本博士後期課程では、現代医療の高度化、複雑化、多様化に幅広く対応するために、現行の保健科学専攻修士課程 5 領域 (看護学領域、理学療法学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域) で基礎研究力の高い病因・病態検査学領域の研究内容や高度解析技術を発展させ、医療科学領域における高度な専門知識と技術を修得して、病気の予防や健康増進のための科学的エビデンスを構築しながら他分野と連携し、独創性・創造性に優れ国際的に通用する研究能力を備えた医療人 (研究者、教育者、指導者) を育成する。

そのために、「共通科目」と「専門科目」では、専門分野の枠にとらわれない他分野の専門的知識・技術が修得できるよう異なる専門分野の複数の教員によるオムニバス形式を中心とした講義、演習を行う。「特別研究」の中では、研究情報交換会を 2 年次に年 3 回 (5 月、8 月、12 月)、修

士生を含めた大学院生と研究指導教員の参加の下で行う。交換会では学生が各分野の特別研究内容と途中経過を発表し、その内容や問題点を共有して、それに対して専門分野を超えた意見交換を行い、更なる研究の進展を図る。

さらに、研究指導体制を整備し、学位論文審査についても、その厳格性と透明性を確保するよう、管理運営及び自己点検評価体制を整備する。

## 2) 履修方法

(1) 履修方法は、次の通り 14 単位以上を履修する。

- ・ 共通科目は、必修科目の「生命研究倫理論」(2 単位)と「医療科学研究法Ⅰ」、「医療科学研究法Ⅱ」、「医療科学研究法Ⅲ」から 1 科目(2 単位)以上を履修する。
- ・ 専門科目については、指導教員が指定する選択科目の特講 2 単位以上、演習 2 単位以上を履修し、特別研究については 6 単位を履修する。例えば、生体分子・病原体遺伝子領域では、「生命研究倫理論」(2 単位)と指導教員が指定する「医療科学研究法Ⅰ」(2 単位)、「特講Ⅰ(生体分子・病原体遺伝子)」(2 単位)、「演習Ⅰ(生体分子・病原体遺伝子)」(2 単位)を含む 3 科目以上を履修し、指導教員が担当する「医療科学特別研究」(6 単位)を履修する。

(2) 「共通科目」及び「専門科目」の講義については 15 時間の授業をもって 1 単位とし、演習については 15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする。

(3) 特別研究科目では、履修する特講科目及び演習科目と密接に関連して研究を行う。継続的な研究の遂行と成果の積み上げを要するため、1~3 年次(長期履修は 1 年次から最終年次)に継続して履修し 6 単位とする。1 単位はそれぞれ 15 コマ(30 時間)とする。研究を完遂させるために必要に応じて正規授業以外にも研究時間を設ける。

(4) 社会人学生の場合は、長期履修制度の選択も可能とする。

## 3) 修了要件

博士後期課程の修了要件は、次のとおりとする。

(1) 博士後期課程に 3 年以上在学し、共通科目から 4 単位、専門科目から(指導教員の指定する)特講 2 単位、演習 2 単位、特別研究 6 単位の計 14 単位以上を修得すること

(2) 博士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること

\* 学位論文は、申請者の著作であり、当該研究領域(生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能)で権威ある邦文又は欧文雑誌に印刷公表又は受理(掲載許可)されたものとする。ただし、次の要件をすべて満たす場合には共著論文を学位論文とすることができる。

- (a) 当該研究領域(生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能)で権威ある邦文又は欧文雑誌に印刷公表又は受理(掲載許可)された論文であり、申請者が筆頭著者であること。
- (b) 研究及び論文作成の中心的役割を果たしたことが指導教員により証明され、共著者により同意されたものであること。

なお、「権威ある邦文又は欧文雑誌」とは以下のものとする。

- ① IF (Impact Factor) がついている英文雑誌
- ② 英文論文としての国内医学雑誌

③その他、博士後期課程運営委員会が認めた雑誌

#### 4) 入学から修了までの履修指導、研究指導の方法

##### (1) 履修指導

入学時に研究指導教員を決定する。研究指導教員は、大学院生の希望を尊重し、相談に応じながら、修了までの履修計画について指導する。研究指導教員は、「標準履修モデル」を用いて入学時から修了時までの説明を行い、さらに大学院生が自らの研究テーマに関連づけて学習を深められるように指導を行う(資料6)。履修方法は以下の通りとする。

共通科目の「生命研究倫理論」(2単位)は必修科目とする。「医療科学研究法Ⅰ」、「医療科学研究法Ⅱ」、「医療科学研究法Ⅲ」は選択科目であるため指導教員が指定する1科目(2単位)以上を履修する。

専門科目は選択科目であるが、研究指導教員が指定する選択科目の特講2単位以上、演習2単位以上を履修しなければならない。例えば、生体分子・病原体遺伝子領域では、「特講Ⅰ(生体分子・病原体遺伝子)」(2単位)、「演習Ⅰ(生体分子・病原体遺伝子)」(2単位)を含む2科目以上を履修し、研究指導教員が担当する「医療科学特別研究」(6単位)を履修するよう指導する。

なお、「医療科学特別研究」の中では、研究情報交換会を2年次に年3回(5月、8月、12月)、修士生を含めた大学院生と大学院指導教員の参加の下で行う。交換会では学生が各分野の特別研究内容と途中経過を発表し、それに対して研究指導教員以外に複数の異なる専門領域の教員によって研究内容、解析法、結果の考察に至るまで継続的に研究のアドバイスを受けられるよう専門分野を超えた意見交換を行い、更なる研究の進展を図る。このような異なる研究経歴の教員から多様な視点に基づく研究指導や助言が受けられることは、独創性・創造性に優れた研究活動につながる。

##### (a) 入学時の履修に関するガイダンス

入学時に入学者全員に対し履修に関するガイダンスを行う。本博士後期課程の教育理念・目的・目標、教育課程の編成方針、時間割、履修基準・履修方法、研究計画、博士論文の申請・審査等について十分な説明を行う。なお、研究計画については、研究倫理審査委員会の審査、博士論文の申請時期、博士論文の審査時期と方法、最終試験等に関する詳細な説明を含む。

##### (b) 個人別の履修計画指導

博士後期課程の入学者については、本学修士課程修了者だけではなく、他の医療系大学の教員や関連企業の研究員、さらには医療施設に在籍のまま就学する者が多いことが予想される。そのため、入学者の希望する履修内容と修了までの在学期間における履修計画については個別に確認、指導する。

##### (2) 研究指導

「医療科学特別研究」は、1年次から3年次まで継続して履修することとし、研究指導教員が指導を行う。大学院生は研究指導教員による指導のもと、研究テーマに関する先行研究を踏まえ、それぞれの分野の質の高い研究課題を設定し、研究計画を立案した上で、研究活動を展開する。研究指導教員は、大学院生が研究から得られた成果を博士論文として完成出来るよう指導する(資料7)。

研究倫理審査委員会の臨床研究・疫学研究倫理審査、もしくは遺伝子解析倫理審査の承認を必要とする研究については、1 年次後期に、当該委員会に必要書類を提出して審査を受け、承認された上で研究を開始する（資料 8）。

3 年間の標準的スケジュールの概要は、以下の通りである。

#### (a) 1 年次

- ①研究指導教員は、個別指導により大学院生の研究課題の焦点化と研究計画についての指導を行う。
- ②各分野の特講の学習を踏まえながら、大学院生の研究活動に対する動機づけを行うとともに、本博士後期課程に適合した研究課題の焦点化に向けて指導する。
- ③大学院生が各分野の演習の学習を踏まえながら、自らの研究テーマに関する先行研究の検討と先行する知見の整理により、研究課題を明確化できるよう指導する。さらに、研究課題を科学的に探究するにふさわしい研究方法の検討と研究計画書の作成を指導する。
- ④必要に応じて研究倫理審査委員会の臨床研究・疫学研究倫理審査、もしくは遺伝子解析倫理審査委員会における審査に向けて指導する。
- ⑤後期からは、計画書に基づいて研究活動の展開を指導する。

#### (b) 2 年次

- ①研究指導教員は大学院生の研究の進捗状況を確認しながら指導する。
- ②研究情報交換会を年 3 回（5 月、8 月、12 月）開催し、研究指導教員以外に複数の異なる専門領域の教員によって研究内容、解析法、結果の考察に至るまで継続的に研究のアドバイスができるようにする。
- ③後期には関連学会での発表、学術論文作成及び投稿ができるよう指導をする。

#### (c) 3 年次

- ①研究指導教員は大学院生の研究の進捗状況を確認しながら指導する。
- ②博士論文の作成、提出及び審査に向けて指導する。
- ③学位論文を当該研究領域（生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能）で権威ある邦文又は欧文雑誌に投稿ができるよう指導する。

### 5) 博士論文審査体制

博士論文の審査は博士後期課程運営委員会に付託し、研究科委員会は博士論文ごとに当該博士後期課程運営委員会の教員 3 名で構成する審査委員会を設ける。審査委員は、研究科委員会が指名し、主査 1 名、副査 2 名で編成する。主査は研究指導教員以外の教授とする。これにより、論文審査の客観性及び公平性を担保する。論文審査に先立ち、審査委員名、審査日程等を公表する。

また、審査委員は、博士論文の審査を行うとともに、厳格性及び透明性を担保するために公開による口頭発表と質疑による最終試験を実施する。最終試験の後、研究科委員会は、審査委員の報告に基づき審議し、学位授与の可否について議決する。

### 6) 博士論文の公表方法

博士（医療科学）の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から 1 年以内に、学位授与の対象となった学位論文を印刷し、公表しなければならない。但し、やむを得ない理由がある場合には、本学保健科学研究科委員会の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を

要約したものを印刷し、公表することができるものとする。

学位論文は、本学保健科学研究科、本学図書館に保存するとともに、国立国会図書館に納本し、またインターネットでも公表して、閲覧を求めるいかなる者にも対応可能なようにする。

## 7) 研究の倫理審査体制

博士後期課程で行なおうとする研究で倫理的な問題を生じる可能性が予測される場合は、研究を開始する前に、研究倫理審査委員会の以下の審査に研究指導教員が審査申請書類を提出して承認を受ける。

①臨床研究・疫学研究倫理審査

②遺伝子解析倫理審査

各委員会は、書類審査及び研究責任者（研究指導教員）の諮問に基づき、研究等の実施の適否及びその他専門的事項について、倫理的観点とともに科学的観点も含めて審査を行う。

## 6 施設、設備等の整備計画

### (1) 講義・演習室

講義室及び演習室は1号館3階にある修士課程の講義室・演習室を共用するとともに、博士後期課程専用の講義室1室を用意する。

### (2) 実験・実習室及び教育・研究用機材、器具等

実験・実習室については、基本的には学士課程と共用（2号館）することとし、教育・研究用機材、器具などの備品についても、学士課程と共用するものとする。

### (3) 学生の研究室

大学院学生の研究室（自習室）については、既に修士課程で使用している1号館3階の研究室を共用するとともに、新たに同3階に博士後期課程専用の研究室1室を整備する（合計2室12名分）（資料9）。

また、博士後期課程の学生用の机、椅子、ロッカー、パソコンを人数分用意するとともに、共用の書架を用意する。

### (4) 図書等

群馬パース大学附属図書館に図書40,786冊（うち、外国書4,750冊）、学術雑誌1,149種（うち、外国書120種）を所蔵している。また、電子ジャーナルは1,911種（うち、外国書729種）を常備している。図書購入費は年間4,000千円（大学全体）であり、博士後期課程の教育研究に必要な図書等については、開設前年度予算で別途2,000千円を計上するなど、開設後も引き続き整備・充実に努める。また、他大学の図書館利用に関しては、図書館を介した文献複写の相互協力、図書の相互貸借を活用し、学生の教育研究に便宜を図る。

群馬パース大学附属図書館については、学生の講義時間に準じて、平日は午後9時まで、土曜日については午前9時から午後5時まで開館しており、図書等の資料の貸出やパソコンを使用し



た電子ジャーナルの閲覧、文献調査などに対応している。なお、蔵書検索や電子ジャーナルの閲覧は図書館内のみならず、インターネットを利用し、学生の研究室にあるパソコンや自宅等のパソコンでも利用可能である。

## 7 既設の学部及び大学院修士課程との関係

### 1) 学士課程と大学院修士課程

現在の学部には看護学科、理学療法学科、検査技術学科、放射線学科、臨床工学科がある。修士課程においては看護学領域、理学療法学領域、放射線学領域、臨床工学領域の他に、臨床検査技師の資格がなくとも臨床検査学及び検査技術学を学問として追求できるよう病因・病態検査学を配置している。これらの立場から保健科学を探究するとともに、人間の健康に関わる問題とその多面的要因に関わる探求において、各専門分野の知識・技術を取り入れた総合的アプローチが実践できる医療人を育成してきた。

### 2) 既設学部（修士課程）との関係

本申請では、既設の修士課程の上に博士後期課程を増設し、修士課程の5領域（看護学領域、理学療法学領域、病因・病態検査学領域、放射線学領域、臨床工学領域）で基礎研究力の高い病因・病態検査学領域の研究内容や高度解析技術を発展させ、生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能などの「医療科学」に焦点をあてて、病気の予防や健康増進のための科学的エビデンスを構築しながら、独創性・創造性に優れ国際的に通用する研究能力を備えた医療人（研究者、教育者、指導者）を育成することを目的とする。現行の保健科学専攻修士課程と博士後期課程の連動性については（資料10）に示したとおりであり、病因・病態検査学領域は、博士後期課程におけるすべての研究領域（生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能）に対応する。また、専任教員の研究専門性から、看護学領域は主に生殖補助技術に、臨床工学領域は主に細胞機能に、理学療法学領域・放射線学領域は主に生体機能にそれぞれ対応する。このような、高い専門性ととも幅広い視野を備え、専門分野の枠にとらわれない独創性・創造性をもった人材を養成する観点からは、常に“Science”を意識しながら専門分野の異なる教員が研究の助言や指導が行えるような環境、そして他分野の研究情報・技術を自分分野の研究に活用できるような体制を作る必要がある。そこで、本博士後期課程では、修士課程の病因・病態検査学領域の教員だけではなく、理学療法学領域、放射線学領域、看護学領域などで科学的エビデンスを構築できる高度な解析法や評価法の業績を持ち他分野にも教授できる教員も配置した。

さらに、「医療科学特別研究」の中では、研究情報交換会を2年次に年3回（5月、8月、12月）、修士生を含めた大学院生と大学院指導教員の参加の下で行い、研究指導教員以外に複数の異なる専門領域の教員によって継続的に研究のアドバイスが受けられる専門分野を超えた意見交換で、更なる研究の進展を図る。このような異なる研究経歴の教員から多様な視点に基づく研究指導や助言が受けられることは、独創性・創造性に優れた研究活動につながる。

## 8 入学者選抜の概要

### 1) 入学者受入れの基本方針

本博士後期課程は、現代医療の高度化、複雑化、多様化に幅広く対応するため、現行の保健科学専攻修士課程で基礎研究力の高い病因・病態検査学領域の研究内容や高度解析技術を発展させ生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能などの「医療科学」領域に精通し、病気の予防や健康増進のための科学的エビデンスを構築しながら、独創性・創造性に優れ国際的に通用する研究能力を備えた研究者、教育者、指導者の育成を目的とする。

そのため、基本的には医療に関連する大学院修士課程（博士前期課程）を修了した者を対象とするが、医療現場や企業、研究機関などで十分な研究業績を有している社会人にも「論文博士」としての門戸を開く。ただし、本学大学院教育の質を保証するため、「論文博士」の学位を申請する者は、一定の医学研究歴を持ち、学位論文の他に正式な審査機関を有する査読付きの雑誌等に掲載された医学に関連する複数の原著論文を提出させるとともに、外国語試験に合格することを義務付ける。大学院教育の改革に向けた今後の取組「大学院教育の実質化の検証を踏まえた更なる改善について 中間まとめ」（平成 22 年 10 月 29 日中央教育審議会大学分科会）の中で「論文博士」については、企業、公的研究機関の研究所等での研究成果を基に博士の学位を取得したいと希望する者もいまだ多いことなども踏まえつつ、学位に関する国際的な考え方や課程制大学院制度の趣旨などを念頭にその在り方を検討し、それら学位の取得を希望する者が大学院における研究指導の機会が得られやすくなるような仕組みを検討していくことが大切であることが提言されている。これらの提言を踏まえ、本学大学院も社会人にとって魅力ある博士後期課程の研究・教育の構築を図る。

以上を踏まえ、保健科学研究科博士後期課程のアドミッション・ポリシーを以下のように示す。

- ① 科学的・倫理的な思考に基づいて独創的かつ実践的な研究を遂行することに意欲のある者
- ② 医療・保健科学分野の教育を行う大学、あるいは大学院における教育・研究指導に意欲のある者
- ③ 医療現場において、高い倫理観と高度な専門知識に基づいた実践能力を持ち、自立的な研究を行うことに意欲のある者
- ④ 科学的エビデンスを構築しながら研究開発を行うことに意欲のある者

### 2) 出願資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者（取得見込含む）
- (2) 大学評価・学位授与機構により修士の学位を授与された者、または授与される見込の者
- (3) 大学を卒業し、出願する専攻に該当する免許を取得後、5年以上の臨床経験を持ち、本大学院において個別の入学資格検査により認められた者
- (4) 外国において修士の学位、またはこれに相当する学位を取得した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者：大学を卒業し又は外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、

当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 入学年4月1日現在で24歳以上の者で、本大学院において個別の入学資格検査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

但し、出願資格(3)～(7)により出願する者に対しては、あらかじめ個別の入学資格審査を行う。

### **(入学資格審査)**

出願資格(3)～(7)により出願を希望するものは、希望する研究指導教員と連絡を取った上で、下記要領により必要書類を提出し、入学資格審査を受ける。

#### (1) 提出書類

- ①入学資格審査申請書
- ②履歴書
- ③卒業証明書
- ④成績証明書
- ⑤出願資格にかかわる資格免許証の写し
- ⑥研究業績調書(本大学院所定の用紙を使用)
- ⑦研究歴証明書
- ⑧志願理由書
- ⑨代表的な論文(写し可)

#### (2) 入学資格審査の体制

群馬パース大学大学院保健科学研究科博士後期課程運営委員会において、入学資格審査を行う。

### **3) 出願手続き**

#### (1) 提出書類

- ①入学願書 入学試験受験票
- ②入学検定料納金書
- ③修了(見込)証明書
- ④入学資格審査結果通知書の写し ※出願資格(3)、(4)の場合

### **4) 入学定員**

入学定員は2名とする。

### **5) 入学者選抜方法**

- (1) 入学者選抜は、学力試験(英語、口述試験)及び面接試験を実施する。
- (2) 口述試験は、修士論文あるいはこれまでの研究内容等について発表と質疑応答を行う。
- (3) 合否判定は、研究科委員会において行う。

### **6) 入学者選抜の体制**

入学者の選抜にあたっては、大学院入学者選抜実施要項に基づき、計画・準備から実施、合否の判定に至るまで、公正かつ適切な方法により実施するものとする。保健科学研究科博士後期課程の入学者選抜においても、既設の保健科学研究科修士課程と同様に、「群馬パース大学大学院

入学者選考規程」に基づき、研究科長を議長とする「合否判定会議」を開催し合否判定を行い、合格者を学長が決定する。

## 9 「大学院設置基準」第 14 条による教育方法の実施

本保健科学研究科においては、大学院設置基準第 14 条に基づく教育方法の特例を実施し、仕事をもつ社会人の大学院生（以降、社会人学生という）が勤務を継続しながら、学修することができる環境を整備する。このために長期履修学生制度を設ける。

### （1）修業年限

修業年限は原則 3 年とする。但し、長期履修学生制度を利用する場合には、最長 6 年とする。

### （2）履修指導及び研究指導の方法

大学院における履修・研究と社会人としての職務活動を両立させることを前提として、本人の勤務・休暇の状況を踏まえつつ、履修・研究時間を確保できるよう柔軟な教育・研究指導を実施する。履修計画の作成にあたっては、履修モデルを示すとともに、研究指導の際は、個々の社会人学生の事情と研究指導教員の負担を配慮した授業時間を設定する（資料 11）。また、博士論文の作成が計画どおり進展しており、かつ、勤務する場所等に研究に係る優れた施設や設備がある場合には、本研究科以外の研究室等において研究することができるように配慮する。

### （3）授業の実施方法

授業は昼夜に開講する。夜間においては、平日の午後 6 時 20 分以降（6 限目・7 限目）に授業を行う。その他、必要に応じて土曜日及び長期休業期間を利用した集中講義などを行う。

### （4）教員の負担の程度

博士後期課程の担当教員は、大学院教育を主体とし学部教育の負担を軽減する。これにより、勤務時間を平均 40 時間／週以内に収める。また、夜間に授業等を実施したことにより、一日の勤務時間が長時間となった場合には、教員の負担を軽減するために、他日の勤務時間を短縮する措置を図る。最も負担が多いと想定される特別研究指導教員の教育に係る勤務時間は、最大に見積もっても、夜間授業を含め、大学院修士課程 10 時間／週、大学院博士後期課程 6 時間／週となる。しかし、オムニバス方式の授業が多いことや、集中講義等による授業時間の工夫を合わせ、実際の勤務時間は上記時間数より少なくする措置をとるため、学部教育等への影響は少ない。

### （5）図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

図書館の開館時間は、平日 9 時 00 分から 21 時 00 分、土曜日 9 時 00 分から 17 時 00 分となっており、社会人学生にも利用しやすい環境を整えている。館内には、文献検索システムや学内 LAN が整備され、自己学習に最適な環境を提供している。また、パソコンを常設している大学院生室は専用のカードキーを所持させることにより終日利用できるようにしている。また、夜間開講される授業を受講する学生の各種届出等に対応するため、証明書自動発行機を 19 時まで稼働させるとともに必要に応じ事務職員を配置する。

## **(6) 入学者選抜の概要**

大学院設置基準第14条の特例を利用する者に対して、社会人特別選抜は実施しない。

## **(7) 必要とされる分野であること**

本学保健科学研究科修士課程の在學生及び同課程修了生、さらに病院等、医療関係機関の医療専門職従事者に対して、大学院博士後期課程への進学希望アンケート調査を行ったところ、「進学を希望する」、「今後、必要を感じた場合には進学を考える」と回答したのは、在學生では回答のあった11人のうち9人(81.8%)、修了生においては回答のあった15人のうち6人(40.0%)、医療専門職従事者では回答のあった104人のうち42人(40.3%)であった。また、本研究科に博士後期課程が設置された場合に「入学を希望する」と回答したのは、在學生、修了生、医療専門職従事者合わせて12人で、「条件を整えば入学を希望する」と回答したのは、在學生、修了生、医療専門職従事者合わせて22人であった。

このアンケート結果から、専門職資格を有する医療人が勤務を続けながらキャリアアップしたいと考えていることがうかがわれ、これらの進学希望者の期待に応えるためにも、博士後期課程を設置し、大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例を活用した履修が必要である。

## **(8) 大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等**

博士後期課程は、修士課程の「病因・病態検査学領域」の研究内容や高度解析技術を発展させるため、教員は生体分子、病原体遺伝子、細胞機能、生殖補助技術、生体機能などの医療科学の研究業績が十分にあり高度解析技術を教授できる者、臨床経験及び教育経験を有する者、他領域(理学療法学、放射線学、看護学)で科学的エビデンスを構築できる解析法や評価法を教授できる者を配置している。本学では「大学院のみの専任教員」は3名であるが、学部兼任の大学院修士課程及び博士後期課程を担当する教員に対して、夜間講義等で負担が大きくなる場合には、学部教育の軽減措置をとる。

## **10 管理運営**

本学の研究科は、群馬パース大学大学院学則第12条に基づき、研究科に関する事項について審議するため「研究科委員会」を組織している他、学校法人群馬パース学園第8条に基づく法人組織である「学園運営会議」及び群馬パース大学・群馬パース大学大学院共通組織である「大学協議会」により管理運営されている。

また、本学の学士課程担当教員を含む教職員によって組織されている、研究倫理審査を行う研究倫理審査委員会や大学・大学院の認証評価等に対応する評価委員会は学士課程・大学院共通の組織としている(資料12)。事務組織においても学士課程・大学院共通の組織とし一体的に管理運営が行われている。

### **1) 研究科委員会**

研究科委員会は、学長及び大学院で科目を担当する教授をもって組織される。月に一度の頻度で開催され、本大学院研究科委員会規程第3条に定める次の事項を審議し、大学院の運営を行う。

- ①本大学院の教育課程の編成に関する事項
- ②学生の入学、課程の修了に関する事項
- ③学位の授与に関する事項
- ④学生の厚生補導に関する事項
- ⑤その他本大学院の教育・研究及び運営に関する重要事項
- ⑥大学協議会より諮問された事項

## 2) 博士（前期・後期）課程運営委員会

博士（前期・後期）課程運営委員会（※現「研究科運営委員会」）は研究科委員会の下部組織として特別研究指導教員と事務組織とで組織される。博士（前期・後期）課程運営委員会では、研究科委員会で審議される事項の詳細を議論し、研究科委員会が円滑に進行するよう運営される。

### 1 1 自己点検・評価

#### 1) 自己点検・評価の目的

本学は、教育研究水準の絶え間ない改善・向上と、大学と大学院の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況を自ら点検・評価し、その結果を公表する。

#### 2) 方針

自己評価結果を教育研究水準の改善・向上に確実・最大限に活かし、かつ、本学の個性の伸長と発展、社会からの支持の獲得を促進するため、本学の自己評価は、一定期間ごとの認証評価受審、認証評価結果の公表と連動させて実施する（学校教育法第109条、群馬パース大学学則第2条）。

#### 3) 実施体制

自己評価を恒常的に実施するために、学士課程との共通組織として評価委員会、そのもとに自己評価・認証評価部会を置き、同部会が「自己評価・認証評価に関する報告書の作成及び公表」と、「自己評価・認証評価の実施」に係る作業を行う（評価委員会規程第1条から第3条、第6条、自己評価・認証評価部会規程第1条・第2条、第6条）。部会は、評価委員会の専任教員、事務部長、企画室長、事務職員各若干名で構成する。

#### 4) 実施方法

##### (1) 枠組みの設定と不断の更新

自己評価活動とその結果を確実・最大限本学の教育研究水準の改善・向上に還元するため、以下を設定し、それらが常に最適・最善のものであるよう、不断に見直していく。

- ①評価項目—認証評価受審と有効に連動させるため、基本的評価項目として認証評価機関の評価項目を用い、これに本学の使命・目的の追求達成に必要な項目を独自に設定する。
- ②達成度評価を併用する項目と成果指標、目標—認証評価は、基準適合性を問う基準評価である。評価項目を認証評価に合わせてつつ、認証評価のためでない本学にとって必要な自己評価とする

ため、基準適合性だけでなく、成果の確認すなわち達成度評価を併用する項目を選定する。達成度評価を併用する項目では、成果の指標とそれによる自己評価実施時点の目標を、根拠に基づいて周到に設定する。

- ③各項目の評価に必要なデータ—認証評価で求められるデータを基本に、各項目の評価に必要なデータと責任部門を指定する。
- ④データの収集蓄積システム—基準項目ごとに指定したデータの収集・蓄積のために、「自己評価データベース」、各担当部門からの入力状況を把握管理するための体制・方法、データベースの管理者、部門ごとのデータ入力責任者と作業者を決定する。
- ⑤評価の着眼点と基準—評価項目ごとに、当該項目の本学の状態を、何を以て基準に適合していると判断するか、という評価の着眼点と本学なりの基準を設定する。

## (2) 毎年1回のデータの収集と「自己評価データベース」への蓄積

原則、月1回開かれる学園運営会議、研究科委員会・教授会、各委員会・部会の議事録は、それぞれ学内データベースサーバに保存している。その他、評価基準を基にした学内基準を各委員会等に振り分け、必要なデータを適宜保存している。保存されたデータは評価委員会でチェックし、年度毎に整理している。

## (3) 「群馬パース大学年報」の作成

収集データのうち、毎年公表していくべきものについて、学士課程と協働し整理・分析を加え、「群馬パース大学年報」としてまとめ、刊行していく。

## (4) 自己評価の実施と自己評価報告書の作成

蓄積されたデータを評価基準に照らして、一定期間ごとに自己評価を実施する。評価結果案は、評価作業を担う自己評価・認証評価部会から評価委員会を通じて教授会に報告し、その承認を得て確定し、自己点検評価書にまとめる。

## 5) 評価項目

認証評価機関「公益財団法人日本高等教育評価機構」が実施する大学機関別認証評価の評価項目を踏まえ、次の6項目について自己評価を行う。

評価項目

①使命・目的	②学修と教授	③経営管理と財務
④自己点検・評価	⑤研究活動	⑥地域貢献
⑦人間力形成		

## 6) 結果の公表と還元・活用

### (1) 結果の公表

自己点検評価書は大学ホームページに掲載して公表するとともに、CD-ROM に収録し、理事、監事、評議員、関係機関に配布する。学内では、グループウェアシステムを通じて全教職員に配付し、全員が内容を共有する。

## (2) 結果の還元・活用

評価の結果、良好順調と判断された点を成熟・伸長させ、不十分・課題ありと判断された点を改善するための取組を、自己評価・認証評価部会の取りまとめのもと、各項を所掌する委員会・部門で検討し、評価委員会、研究科委員会の審議、学長の承認を経て、実行に移す。

## 1.2 情報の公表

### 1) 公表の方針

社会に対する説明責任の観点から、大学の教育研究成果を公正かつ誠実に学内外に広報するため、「評価委員会年報部会」が教育成果を取りまとめ、年報を年1回刊行し、県内大学・看護師養成学校・理学療法士養成学校・臨床検査技師養成学校・行政機関・実習施設等に配布している。内容は、研究教育活動の総括（各部門責任者執筆）・教育活動の記録・研究活動の記録を掲載している。教育活動は全開講科目、研究活動は全専任教員の掲載を義務付けている。研究成果については、「紀要編集委員会」が取りまとめ、紀要を年2回刊行し、県内大学・看護師養成学校・理学療法士養成学校・臨床検査技師養成学校・行政機関・実習施設等に配布している。他の広報誌として、総務課が取りまとめる「PAZ Group だより」を年2回発行し、在学生・保護者・県内高校・短大・大学・行政機関・関連施設・実習施設等に配布している。ホームページは、入試広報課が定期的に更新している。研究科及び学部・学科ページにて教育活動、教員紹介ページにて各教員の専門分野・研究内容等をわかりやすく紹介している。博士後期課程設置後は既設学部等に加えて順次公表する予定である。なお、公表している教育研究活動等の状況に関する項目のうち、代表的な11項目は以下のとおりである。

●群馬パース大学ホームページ「大学概要」－「情報公開」

[http://www.paz.ac.jp/college/overview/information\\_publication.html](http://www.paz.ac.jp/college/overview/information_publication.html)

- (1) 学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的
- (2) 専任教員数
- (3) 校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境
- (4) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用
- (5) 教員組織、各教員が有する学位及び業績
- (6) 入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数
- (7) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）
- (8) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能学位）
- (9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- (10) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報  
履修モデル、主要科目の特長、科目ごとの目標等



(11) 専任教員と非常勤教員の比率、学位授与数または授与率、就職先の情報、入学者推移、社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数

また、学校教育法施行規則の公表すべき事項において本学ホームページの「大学概要－情報公開」([http://www.paz.ac.jp/college/overview/information\\_publication.html](http://www.paz.ac.jp/college/overview/information_publication.html))において、すべて情報提供している他、大学概要、学部・大学院の情報、オープンキャンパス・入試情報、就職・学生生活情報、教員の研究活動、自己点検・評価、認証評価等の情報を提供している。

### 1.3 教育内容等の改善のための組織的な研修等

授業の内容及び方法の改善向上のための組織的取組を学士課程と共通組織である評価委員会の下にあるSD部会で行う。ただし、学士課程と博士課程におけるファカルティ・ディベロップメント（以下、FD という）の具体的な方策及びスタッフ・ディベロップメント（以下、SD という）は個別に検討する。

#### 1) 教員の教育・研究指導能力の維持向上－FD活動

群馬パース大学・群馬パース大学大学院は、切磋琢磨を通じて、教員個々及び組織の大学教育力の不断の向上をはかるため、FD活動を行う。評価委員会を要に、研究科として、教員の教育・研究指導能力の維持向上FD活動に組織的体系的に取り組む。

具体的には次のことを実施する。

##### (1) 協働活動・相互研鑽活動の記録と検証

研究科は、個々の教員が自らの裁量と努力によって自身の教育・研究指導に取り組むだけでなく、授業科目間の相互関連性をはじめ、教員間の教育・研究指導活動の相乗性・相互研鑽を進めることによって分野の教育・研究指導全体としての効果と、教員個々の教育活動・研究指導活動の質の維持向上を図る。そのために、研究科長のもと、年間を通じて教員間の協働活動・相互研鑽活動を記録し、同記録を以て協働・相互研鑽とその有用性を検証する。検証の結果は、爾後の教育・研究指導活動の体制や制度運用に還元していく。教育・研究指導上の協働活動・相互研鑽活動としては、関連科目担当者間の授業科目の立案・実施・評価における協働、授業や研究指導への参加・参観とフィードバック（ピアレビュー）、授業や研究指導の参加補助を通じた助手等のOJT、学生の成果発表機会・学会発表予演会等への相互参加、保健学分野の教育方法・研究指導方法開発の共同研究の実施等、教員の研究の進捗状況や成果の報告検討会の開催等があり得る。

##### (2) 教育能力・研修指導能力向上のための研修機会の活用

学内でFD研修会を開催するとともに関連学会が実施提供する、教育能力・研修指導能力向上のための研修機会に関する情報を把握提供し、活用を奨励する。情報の把握・提供を担当する評価委員が年間を通じて、把握した外部情報を記録整理し、外部機関からの情報活用を計画的に行えるように配慮する。

##### (3) 成績評価基準の明示と厳格な成果評価・修了認定

教育活動の質と博士後期課程修了時における質を確保するため、各教員がシラバスを通じて授

業の到達目標、目標達成に向けた実施方法、授業計画、成績評価の基準と方法、博士論文の作成や審査に至る過程等を明示する。各教員が、前年度の全担当科目の成績評価の結果、修了認定の結果を年報に収録し、また、研究科長はそれらを検証し、年報の「教育活動の総括」の中にその検証結果を記載する。

#### **(4) 研究成果創出の質量両面での一層の促進**

教員の研究成果創出が質量両面で一層促進されるよう、年度当初に各教員は研究科長に当該年度の研究計画と到達目標を提出し、年度末に責任者とともに目標達成度検証を行う。

## **2) 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るためのSD活動**

大学の目的や価値を高めるため、将来を見据え現状実施しているSD活動をさらに充実させるとともに、より具体的に制度化し、必要な取り組みを組織的に実施する。さらに、教員に対しても必要に応じたSDを実施し、大学組織を構成する全ての人材の個々の資質を向上させることで、組織力の向上を図る。

### **(1) 求める教職員像の顕在化と課題設定**

大学の方針や職員のニーズに合った制度構築を図るため、大学の理念や目的、中長期計画に鑑み、大学目標の実現に資する教職員像を顕在化し、そのために必要な組織的な取り組みを導き出す。

また、大学の教育支援体制の内容や実施状況、人事評価制度の運用状況等について現状を把握し、課題を抽出して効果的な職員の育成に向けた課題設定や教育支援体制に関する基本方針設定、その見直しを定期的実施する。

### **(2) 研修活動の実施**

自ら学ぶことの必要性を啓発しつつ、職種や所属部署における役割を果たすために身に着けるべき知識や技能、業務遂行に生かせる能力を習得させ、個々の資質を向上させる。

具体的には、労務管理研修、コンプライアンス研修、ハラスメント研修、メンタルヘルス研修、コミュニケーション研修などの適宜実施している研修や、教職員参加型のワークショップ等を、人材のキャリアパスを見据え、適材適所の人材育成・活用・評価といった戦略的な観点から計画的に実施する。

研修活動は、全職員対象とするもののほか、階層別・職種別・能力別等、必要に応じて対象者別に実施する。

### **(3) 教員に対するSD**

大学運営上の重要課題とされる「ガバナンスのあり方」や「研究不正防止」、「ハラスメント防止」等の研修を、教員に対しても実施する。その他、大学目標の実現に資する教職員像に必要とされる知識や技能、能力を習得できるよう、教員に対しても必要に応じたSD活動を計画的に実施する。

### **(4) 体制の整備と見直し**

現在の本学のSD活動は、他大学職員を講師として招聘し、「私立大学における補助金の考え方」や「職員の資質の向上」についての研修を行ったり、学内各部署の代表者から、業務上必要な情報や知識を習得するための研修などを行ったりしている。

今後は、法改正の趣旨を踏まえ、大学の目標の実現に資する教職員像に近づくためのキャリアパスの設定を定期的に行い、将来を見据えた上で必要な取り組みを体系的に整備するとともに、大学の方向性に合わせ、中長期計画等と連動して継続性と改革性を両立させながら体制の見直しを図り、大学を取り巻く時代や環境、状況に応じたSD活動の実施に努める。